

# フルハーネス型安全帯使用作業

## 特別教育のご案内

2019年2月2日(土)・13日(水)・16日(土)・23日(土)  
8:00~14:00

講師が出張して特別教育(受講者10名以上)を実施します

2018年6月労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規定等の一部を改正する告示により、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業(ロープ高所作業に係る業務を除く)」が特別教育受講の対象となりました。

この法律の施行は2019年2月からです。上記指定日において受講者10名以上お集まりいただければ、講師がご指定の場所に伺い特別教育を実施いたします。

貴社の労務・教育の管理、受講者の出張等の軽減にお役立ていただければと思います。

### 1.特別教育の内容、受講料

	科目	時間	科目免除者(*下記2、の【注】対象者)				
			①	②	③	①③	②③
1	作業に関する知識	1時間	×	×	○	×	×
2	墜落防止用器具(フルハーネス型安全帯)に関する知識	2時間	×	○	○	×	○
3	労働災害防止に関する知識	1時間	○	○	×	×	×
4	関係法令	0.5時間	○	○	○	○	○
5	墜落制止用器具(フルハーネス型安全帯)使用方法の実技	1.5時間	×	○	○	×	○
計	時間	6時間	1.5	5	5	0.5	4

受講料(円)	8,000
--------	-------

### 2.対象者

・フルハーネス型安全帯を使用する者(18歳未満の者も受講は出来るが、業務に就くのは就業制限により18歳以上になってからとなる。)

(科目免除者)

【注】次の各号(①~③)に掲げる者の経験内容により科目省略がありますが、6時間全ての受講をおすすめします。

- ① フルハーネス型を用いて行う作業に6か月以上従事した経験を有する者
- ② 胸ベルト型を用いて行う作業に6か月以上従事した経験を有する者
- ③ ロープ高所作業特別教育受講者又は足場の組立等特別教育受講者

### 3.その他

・当該教育のテキスト(建設業労働災害防止協会 発行)は、貴社にて手配をお願いします。

・終了後に修了証を発行します。受講者名簿(お名前、西暦表示の生年月日)の整理・ご提出をお願いします。

共栄安全有限会社

電話 083-245-5522 FAX 083-246-0500

<http://www.kyoei-anzen.com/> <http://www.love-color.jp/>

本社 山口県下関市長府港町12番17号

北九州支店 福岡県北九州市小倉魚町4丁目3-8

「ひと」と「まち」と、  
共に栄える  
会社でありたい

